

大枝ポンプ場ほか運転操作等業務委託

特記仕様書

守口市環境下水道部下水道課

（業務の取扱時間）

第1条 受注者が業務を取扱う時間は、契約期間中の毎日午前0時から午後12時までとする。

（管理体制）

第2条 受注者は、委託業務を完全に履行するため、運転管理に必要な有資格者を確保し、業務分担（人員配置）、業務従事者の経歴、安全衛生責任者及び業務計画等の管理体制を定め、発注者の承諾を得なければならない。

（業務の施設及び内容）

第3条 業務の範囲となる施設は次のとおりとする。

- (1) 大枝ポンプ場
- (2) 八雲ポンプ場

2 業務の内容は概ね次のとおりとする。但し、明記されていない業務であっても、その施設の機能上当然必要な業務は、善良な管理者の注意をもって判断し、行わなければならない。

- (1) 運転操作監視業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 巡視点検業務
- (4) 燃料調達業務
- (5) 水道料金等支払業務
- (6) 修繕業務
- (7) その他運転操作・保守点検等に必要な業務

3 業務従事者は、業務の実施に際し発生又は発見した故障・異常について、発生箇所、状況及び処置について速やかに発注者に連絡するとともに報告書を提出しなければならない。

（業務取扱計画書）

第4条 業務取扱計画書は、次の事項を内容とし、発注者の承諾を得た後、発注者及び受注者が各1部を保有する。内容に変更・修正等が生じたときは遅滞無く該当部分について差し替え・補正を行うこと。

- (1) 受注業務における受注者の関連部署連絡担当者・連絡先一覧
- (2) 緊急時及び非常配備にかかる体制一覧
- (3) 総括責任者選任届出書
- (4) 副総括責任者選任届出書
- (5) 主任選任届出書
- (6) 業務従事者選任届出書
- (7) 資格者一覧表
- (8) 業務実施に関する基本方針
- (9) 施設点検項目一覧
- (10) 業務従事者勤務計画表
- (11) 年間業務実施計画表

(施設の概要等)

第5条 大枝ポンプ場の施設及び設備概要、運転マニュアル及びフロー図は別紙ー1～7、八雲ポンプ場の施設及び設備概要、運転マニュアル及びフロー図は別紙ー8～12に掲げるとおりである。

(総括責任者の条件)

第6条 総括責任者は、次の全ての条件を満足する者でなければならない。

- (1) 現有排水能力 $10\text{ m}^3/\text{秒}$ 以上及び計画流入水量 $20\text{ m}^3/\text{秒}$ 以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を10年以上有する者。
- (2) 次の資格を有する者。
 - ア 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
 - ウ 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)

(副総括責任者及び技術員の条件)

第7条 副総括責任者及び技術員は、合流式下水道ポンプ場施設の運転操作、監視、保守点検が行え、次の全ての条件を満足する者でなければならない。

- (1) 現有排水能力 $10\text{ m}^3/\text{秒}$ 以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を5年以上有する者又は計画流入水量 $20\text{ m}^3/\text{秒}$ 以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を5年以上有する者。
- (2) 次の資格を有する者。
 - ア 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
 - ウ 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)

(主任の条件)

第8条 主任は、合流式下水道ポンプ場施設の運転操作、監視、保守点検が行え、次の条件を満足する者でなければならない。

- (1) 現有排水能力 $10\text{ m}^3/\text{秒}$ 以上の合流式下水道ポンプ場施設の保守点検実務経験を3年以上有する者又は計画流入水量 $20\text{ m}^3/\text{秒}$ 以上の合流式下水道ポンプ場施設の保守点検実務経験を3年以上有する者。
- (2) 次の資格を有する者。
 - ア 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
 - ウ 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)
 - エ 電気工事士(第一種又は第二種)

（技能員の条件）

第9条 技能員は、主任又は技術員の指示により、設備の運転操作、監視、保守点検を行える者若しくは主任及び技術員の補佐ができる者で、次の(1)又は(2)に該当する者でなければならない。

- (1) 合流式下水道ポンプ場施設又は雨水排水ポンプ場の施設の運転実務経験を1年以上有する者。
- (2) 大枝ポンプ場又は八雲ポンプ場における普通作業員としての経験を6ヶ月以上有する者。

（普通作業員の条件）

第10条 普通作業員は、事務補助及び清掃等の簡易な作業を行うものをいい、設備の運転操作、監視、保守点検については技能員以上の業務従事者のもとに、その補助を行うこととする。

（各責任者の選任）

第11条 受注者は、受注業務の遂行に当り、従事者の内から次の者を選任しなければならない。また、各種取扱作業主任者を届出なければならない。

- (1) 火元責任者
 - (2) 戸締責任者
 - (3) 危険物取扱者
 - (4) その他
- 2 火元責任者の職務は、次のとおりとする。
受注業務対象区域内の火元の管理を行い、常に防火に留意すること。
- 3 戸締責任者の職務は、次のとおりとする。
戸締施設一覧表を作成し、必要な箇所の施錠を行い防犯に留意すること。
- 4 危険物取扱者の職務は、次のとおりとする。
危険物取扱者の責任者を選任し、消防・危険物標識に責任者名を記載すること。また、危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、当該作業が消防法第10条第3項の貯蔵、取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払うこと。また同条の保安に関する規定に適合するように作業員に対して必要な指示を与えること。
ただし、丙種危険物取扱者立会いによる無資格者の取り扱い作業は行うことができない。

（運転操作監視業務）

第12条 運転操作監視業務は、施設（大枝ポンプ場、八雲ポンプ場）の正常な運転を確保するための業務であり、その内容は概ね次のとおりとする。但し、明記されていない業務であっても、良識ある判断に基づき行わなければならない。

- (1) 監視室における設備の監視、操作、記録等の作業
- (2) 現場における運転操作等
- (3) 管理日報の作成、電気室内に於ける計器類指示値の記録等作業
- (4) 監視室内の整理、清掃等の作業
- (5) 気象情報の収集作業
- (6) 運転操作上必要となる関係各所への連絡作業

（保守点検業務）

第13条 保守点検業務は、ポンプ場設備等の正常な運転を確保するための業務であり、その内容は概ね次のとおりとする。但し、明記されていない業務であっても、良識ある判断に基づき行わなければならない。なお、これに要する消耗品等（詳細については当仕様書第22条を参照）及び交換部品（詳細については別紙－13を参照）の費用は受注者の負担とする。

(1) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎日行う点検

主として目視、触感、確認、調整、及び記録等の作業

(2) 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理及び修繕等の保全計画を立てるため、1週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。

主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業

(3) 臨時点検

日常、定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施

(4) 法定点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業

(5) 簡易な故障修理

特殊な機器及び部品、高度な専門技術又は外部からの人的応援を必要としない作業、処置できる修理（プーリー交換、ベアリング交換等）

(6) 設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業

（巡視点検業務）

第14条 巡視点検業務は、施設の正常な機能を確保するための業務であり、その内容は概ね次のとおりとする。但し、明記されていない業務であっても、良識ある判断に基づき行わなければならない。

(1) 運転状態確認の巡視点検作業

(2) 水質性状確認の巡視点検作業

(3) 施設の保安、防火に関する巡視点検作業

（燃料調達業務）

第15条 燃料調達業務は、契約期間における燃料の購入、保管業務であり、発注管理、在庫管理を行うものである。

(1) 各年度において、購入する予定数量に増減の必要が生じた場合には、受注者は発注者に速やかに報告し、発注者の指示によるものとする。

(2) 受注者は、燃料調達業務により調達した部品材料及び燃料薬品等については、納入業者から納品時に検査を実施し、燃料調達の報告を発注者に行うこと。

(3) 物品管理は、種類、使用量、残量等を正確に把握するため、定期的に在庫調査を行う

こととし、在庫不足等により運転管理に影響が出ないよう、的確に調達しなければならない。

(4) 契約期間における各年度の受注者が調達・管理する燃料薬品類の項目・予定数量は、以下のとおりとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
A重油（大枝）	11,000ℓ	11,000ℓ	11,000ℓ
A重油（八雲）	6,300ℓ	6,300ℓ	6,300ℓ
軽油（八雲）	580ℓ	580ℓ	580ℓ
プロパンガス（八雲）	219.4m ³	219.4m ³	219.4m ³

（水道料金等支払業務）

第16条 水道料金等支払業務は、契約期間における第3条第1項に規定する業務の範囲となる施設の水道料金等を受注者が請求元へ支払うものとする。

(1) 契約期間分からの支払いについては請求先を受注者へ変更し、契約期間が終了する際には、請求先を発注者に変更すること。

(2) 契約期間における各年度の受注者が支払う水道料金等の項目・予定金額は、以下のとおりとし、受注者の支払った水道料金等と予定金額に差があるときは年度ごとに精算する。入札時に提出費用内訳書は下表の予定金額を計上すること。

以下のものについては精算対象とするとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
水道（大枝）	1,420,000円	1,420,000円	1,420,000円
水道（八雲）	680,000円	680,000円	680,000円
ガス（八雲）	30,000円	30,000円	30,000円
合計	2,130,000円	2,130,000円	2,130,000円

＊消費税及び地方消費税の額は含まない。

（修繕業務）

第17条 修繕業務とは、小規模修繕業務と補修部品等購入業務からなり、施設の適正な管理、設備保全を確保するために必要となる一定金額以下の修繕をいう。

ただし、当仕様書第13条の保守点検時に消耗品等を用いて行うメンテナンス作業に伴う補修については含まない。

2 小規模修繕業務について

(1) 本仕様書に示す小規模修繕業務とは、施設に不具合（小規模な破損、故障）が生じた場合、外観、機能、形状等を元に回復させ、施設の正常な運転を担保するものであり、専門業者でなければ取外し分解取付け作業等が困難である場合や、実施に当たって比較的高度な専門技術を要する修繕をいう。また、機能復旧に必要と判断される小規模な材質変更、機能向上や改良を伴う修繕及び発注者からの指示による修繕等を含む。

(2) 受注者は、緊急の場合を除き、事前に発注者に修繕内容を協議して了解を得てから実施すること。また、修繕中に不測の事態があった場合は速やかに発注者に報告し、対応を協議すること。特に電気設備の修繕にあたっては、発注者から安全を確保するための指示があった場合は指示に従うこと。

(3) 修繕の対応（修理、交換、分解整備及び調整等）を行う場合は必ず記録を残し、発注者に報告すること。また、発注者から要請があれば速やかに提示できるようにしておくこと。

修繕を実施した場合は、必ず、設備台帳に記入するとともに、機器交換や改造等を行った場合は、完成図書等の差し替え及び変更を行うものとする。

修繕の結果、所要の能力、機能に達しない場合、受注者は手直しを行うものとする。また、修繕の完了確認から1年以内に修繕した箇所に同様の故障が発生した場合、これを再度自らの責任で修繕しなければならない。

(4) 原則として不具合等により修繕が必要な箇所のうち1件あたりの費用が130万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満は小規模修繕業務として受注者が実施する。当該金額を超える修繕が発生した場合は、発注者と別途協議する。

受注者は小規模修繕業務を実施するに当たり、発注者に詳細な見積を提出する。見積は、原則複数社から徴収すること。

発注者は見積の内容を詳細に検討し、疑義があれば受注者に質問できる。受注者は誠実に回答しなければならない。修繕の方法及び箇所、費用の正当性は受注者が必要に応じて証明するものとする。

また、発注者は、必要があると認めた場合は、受注者に対し見積を徴する相手方の追加を求めることができるものとし、受注者はこれを受け入れ、他の見積を徴する相手方と同様の対応を行わなければならない。

発注者がその補修について認めた場合、受注者は速やかに工事請負契約書又はこれに類する契約書を締結しその修繕を実施しなければならない。

想定する小規模修繕業務の予定金額は、下表のとおりである。受注者の実施した小規模修繕業務と予定金額との差があるときは、年度ごとに精算する。入札時に提出する費用内訳書には下表の費用を計上すること。

小規模修繕業務 予定金額

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小規模修繕費	7,500,000 円	7,500,000 円	7,500,000 円

* 消費税及び地方消費税の額は含まない。

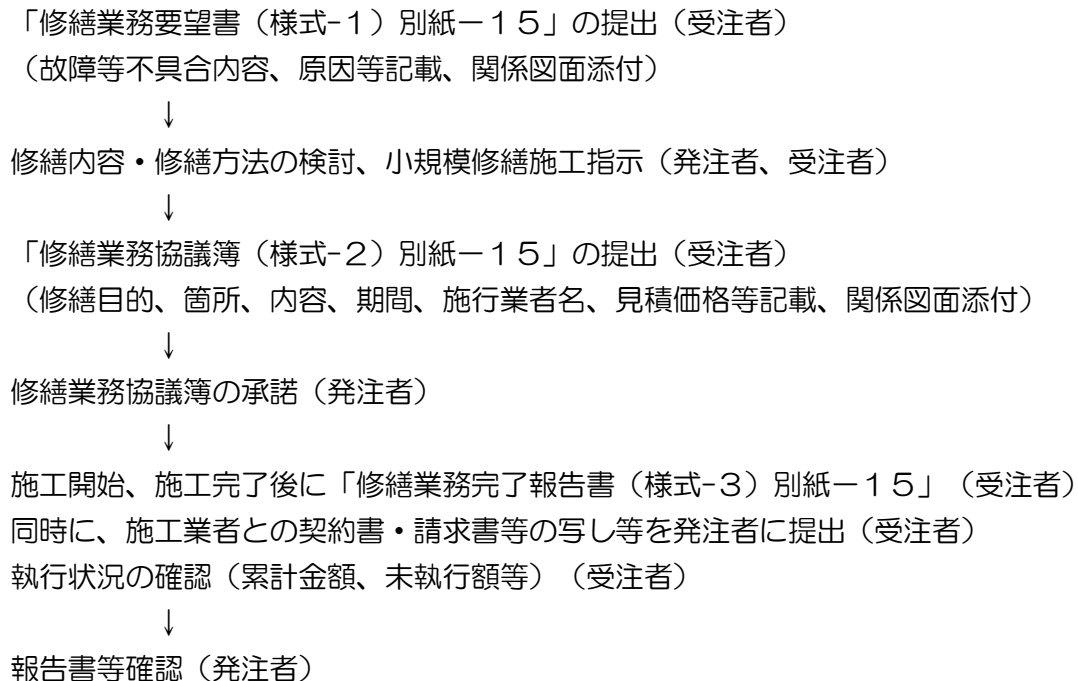
(5) 小規模修繕業務を行うに当たっては、発生した故障等不具合内容、原因等を記載した「修繕業務要望書（様式-1）別紙-15」を提出し、小規模修繕業務の指示を得た上で、修繕の目的、箇所、関係図面、内容、期間、施工業者名、見積価格等を記載した「修繕業務協議簿（様式-2）」を発注者に提出し、承諾を得ること。修繕費用は、発注者が承諾した受注者の見積価格によるものとする。

(6) 小規模修繕業務対象外業務の具体的事例は以下のとおりとする

- ・ 手工具（溶接を含む）、支給材料等を用いて簡易に取替え、修理可能な破損
- ・ 重機を使用せず作業可能な配管補修
- ・ 重機の使用を伴わないバルブ、ストレーナ、水中ポンプ等の交換、ポンプ類のグランドパッキン、Vベルトの交換調整等
- ・ ベルトコンベア類の塩化ビニルローラ部分の交換、スクレーパ交換調整、ベルトクリーナの交換、スカート類の補修
- ・ 計装機器の調整で、指示計、変換器、演算器類で簡易なもの

- ・機器、配管等の錆、腐食等による剥離、錆防止等の局所的な舗装

(7) 小規模修繕業務のフロー



3 補修部品等購入業務について

- (1) 本仕様書に示す補修部品等購入業務は、各種プラント機器、配管、配線、ダクト類等の取替修繕等に必要な部品材料、管路施設の修繕に必要な材料、油脂類、薬品類等で小規模なものの購入を行うものである。補修部品等購入業務を行うに当たっては、部品等の購入が必要となる故障や修理の内容、原因等を記載した「修繕業務要望書（様式-1）別紙-15」を提出し、部品等購入の指示を得た上で、部品材料等の使用目的、使用箇所、購入個数、使用、見積価格、入手が必要な年月日等を記載した「修繕業務協議簿（様式-2）別紙-15」を発注者に提出し、承諾を得ること。購入費用は、発注者が承諾した受注者の見積価格によるものとする。

- (2) 不具合等により補修部品等購入が必要な箇所のうち1件あたりの費用が50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満は補修部品等購入業務として受注者が実施する。

受注者は補修部品等購入業務を実施するに当たり、発注者に詳細な見積を提出する。見積は、原則複数社から徴収すること。発注者は見積の内容を詳細に検討し、疑義があれば受注者に質問できる。受注者は誠実に回答しなければならない。修繕の方法及び箇所、費用の正当性は受注者が必要に応じて証明するものとする。

また、発注者は、必要があると認めた場合は、受注者に対し見積を徴する相手方の追加を求めることができるものとし、受注者はこれを受け入れ、他の見積を徴する相手方と同様の対応を行わなければならない。

発注者がその修繕について認めた場合、受注者は速やか購入の手続きを進め必要な書類を整えその修繕を実施しなければならない。

想定する補修部品等購入業務の予定金額は、下表のとおりである。受注者の実施した補修部品等購入業務と予定金額との差があるときは、年度ごとに精算する。入札時に提出する費用内訳書には下表の費用を計上すること。

補修部品等購入業務 予定金額

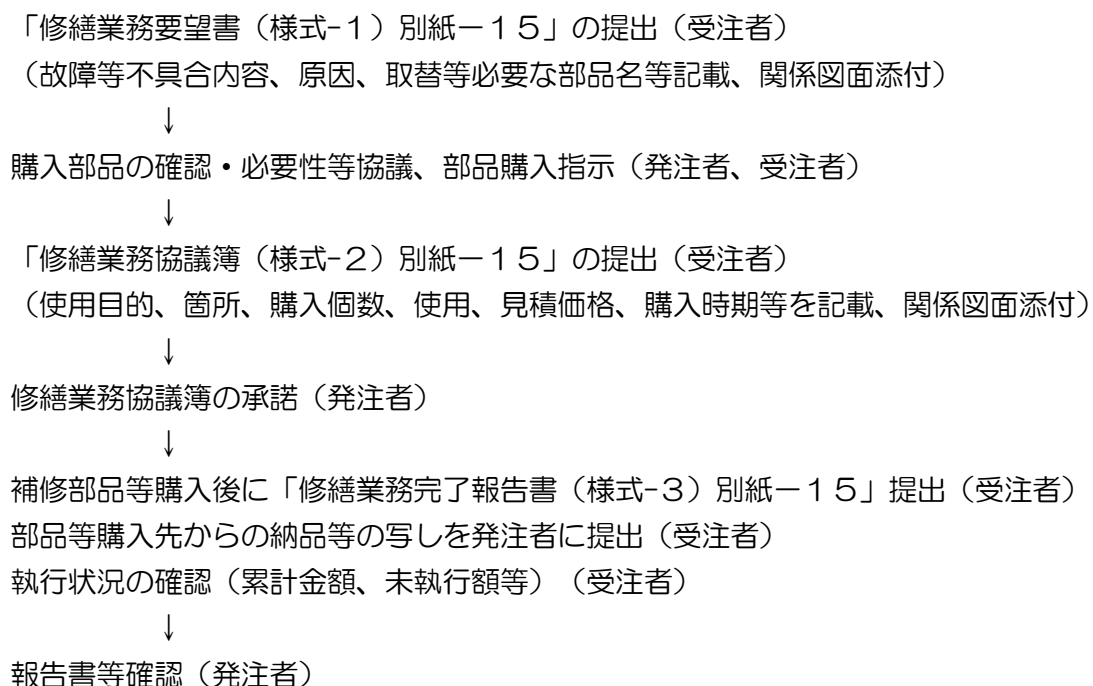
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
補修部品購入費	2,500,000 円	2,500,000 円	2,500,000 円

＊消費税及び地方消費税の額は含まない。

(3) 補修部品等購入業務対象外業務の具体的事例は以下のとおりとする

- ・電気設備の部品交換で、リレーマグネット、ブレーカ、リミットスイッチ、電流計、温度計、照明器具、表示灯、その他スイッチ類

(4) 補修部品等購入業務のフロー



（事務業務）

第18条 事務業務は、業務を円滑に遂行するために行う以下の業務である。

- (1) 法定点検外業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務
- (2) 燃料等調達業務の計画、実施、在庫管理、支払、報告に関連した事務的業務
- (3) 水道料金等支払業務の支払、報告に関連した事務的業務
- (4) 施設管理業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務
- (5) 修繕業務の計画、協議、実施、報告に関連した事務的業務
- (6) 発注者が支給又は調達を行う燃料薬品類、部品・消耗品等の在庫管理業務
- (7) 発注者が行う予算管理事務への協力
- (8) その他、業務遂行に必要な業務

（廃棄物の処分）

第19条 し渣、沈砂等の最終処分は、発注者が別途処分業者に委託するが、その受け渡し上の注意事項については、発注者の指示に従うものとする。

なお、量については発注者に報告するものとする。

2 受注者が発生させた廃棄物については、自ら速やかに処分すること。

（法定点検ほか業務）

第20条 法定点検ほか業務は、契約期間に計画されている業務に対し、以下の内容を行うものである。なお、再委託の際はあらかじめ発注者の承諾を得ると共に計画から実施、報告書作成まですべて受注者の責任において行うものとする。

- (1) 消防用設備等点検
消防法の規定に基づく点検及び報告等の作業
詳細については別添「消防用設備等点検業務仕様書」を参照
- (2) 計装設備保守点検
計装設備の点検、報告書作成及び写真帳の作成に係る業務
詳細については別添「計装設備保守点検業務仕様書」を参照
- (3) 電気保安管理
電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務
詳細については別添「電気保安管理業務仕様書」を参照
- (4) クレーン点検整備及び性能検査
1. クレーン設備について、正常な機能を維持するために行う点検整備業務
2. クレーン設備について、労働安全衛生法第41条、クレーン等安全規則第40条に基づき行う性能検査業務
詳細については別添「クレーン点検整備及び性能検査業務仕様書」
- (5) 重油地下タンク漏洩点検
重油地下タンクについて、消防法の規定に基づく点検及び報告等の業務
詳細については別添「重油地下タンク漏洩点検業務仕様書」を参照
- (6) 貯水槽設備保守点検業務
貯水槽設備点検業務は、大枝ポンプ場に設置されている水道等について、関連法令に基づく定期点検を行うものである。詳細については別添「貯水槽設備点検業務仕様書」を参照

（状態監視保全業務）

第21条 ポンプ場の対象となる設備等の機器（別紙ー14）を点検し、必要に応じて部品の交換等を実施すること。

（備品消耗品等）

第22条 市備え付け器具以外のもので受託業務遂行上、必要な備品消耗品等は受注者が負担するものとする。

本業務に含まれる備品消耗品等は以下のとおりとする。

- 1.潤滑油類（補充用オイル・グリース等）
- 2.燃料（作業用）
- 3.塗料（部分補修用）
- 4.報告記録用用紙
- 5.一般汎用什器、備品及び消耗品

什器・備品：連絡用自動車、自転車、電話機、事務机、携帯電話、パソコン、プリンター、事務用椅子類、書庫類、黒板類複写機、被服類、下駄箱、傘立、掃

除具収納庫、写真機、ロッカー類、茶器類、寝具類、洗濯機、履物類、点検整備及び保守点検に用いる汎用工具類及び汎用測定器具類等

消 耗 品：整備用品（掃除用具、ウエス、洗浄油等）、保守点検用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲内とする。）衛生用品（石鹸、消毒液、救急用薬品）、その他日用品、事務用品等

（緊急時の動員体制）

第23条 受注者は、大雨、台風、及び重大事故の緊急時に備えて、連絡体制及び非常配備体制（通勤時間1時間以内の者を含むこと）を編成し、受注者の従業員等が非常呼び出しに応じられる体制を確立しておかなければならない。又、発注者より非常呼び出しがあった場合には、ただちに指示に従い、配置しなければならない。

2 非常配備体制は、状況に応じて必要な人員を配置することとし、大雨に関する警報や注意報が発表された場合には、通常の運転操作とは別に発生すると予想される業務等について対応できるものでなければならない。

（気象情報の入手）

第24条 業務従事者は、降雨による運転に備え気象情報を常に入手し、降雨が始まる前までに迅速に運転体制を確立しなければならない。

2 受注者は前項に対処するため、インターネット等を利用した気象情報入手設備を設置すること。

（再委託）

第25条 次の業務については、その業務の全部または一部を再委託することができる。

- (1) 消防用設備等点検
- (2) 計装設備保守点検
- (3) 電気保安全管理（電気主任技術者外部委託制度の利用も可とする）
- (4) クレーン点検整備及び性能検査
- (5) 重油地下タンク漏洩点検
- (6) 貯水槽設備保守点検

2 受注者は、前項に規定する業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。